

改定後	改定前
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5.（略）</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5.（略）</p> <p>6. <u>カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるもの</u>とします。会員は、<u>カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるもの</u>とします。</p>
<p>第8条（代金決済）</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に、<u>当社の定める方法により、</u>会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>（略）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に<u>会員の届出の住所へ</u>ご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>9.（略）</p> <p>10. <u>当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の</u><u>確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるもの</u>とします。</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>9.（略）</p>